

【定款 新旧対照表】

改定後	改定前	備考
<p>第4章 役員及び職員</p> <p>第13条～第14条 省略</p> <p>(職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。<u>但し、理事長個人又は理事長が代表である法人との契約に関しては、他の理事がこの法人を代表する。</u></p> <p>定款一部変更 令和7年〇年〇日 →総会承認後の日付予定</p>	<p>第4章 役員及び職員</p> <p>第13条～第14条 省略</p> <p>(職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p>	<p><span style="color: red;">追加</span></p>

【定款 新旧対照表】

改定後	改定前	備考
<p><b>第5章 総会</b></p> <p>第21条～第23条 省略</p> <p>(開催)</p> <p>第24条 通常総会は、毎事業年度年1回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認め招集の請求したとき。</p> <p>(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面<u>又は電磁的方法</u>をもって招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。</p> <p>(招集)</p> <p>第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面<u>又は電磁的方法</u>をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p>	<p><b>第5章 総会</b></p> <p>第21条～第23条 省略</p> <p>(開催)</p> <p>第24条 通常総会は、毎事業年度年1回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認め招集の請求したとき。</p> <p>(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。</p> <p>(招集)</p> <p>第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p>	追加
<p>第26条～第27条 省略</p> <p>(議決)</p> <p>第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 議決事項が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の合意があった場合は、前項のかぎりではない。</p> <p>3 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 <u>理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(表決権等)</p> <p>第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面<u>又は電磁的方法</u>をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが</p>	<p>第26条～第27条 省略</p> <p>(議決)</p> <p>第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 議決事項が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の合意があった場合は、前項のかぎりではない。</p> <p>3 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(表決権等)</p> <p>第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できな</p>	追加

## 【定款 新旧対照表】

改定後	改定前	備考
<p>できる。</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 3 項及び第 31 条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。</p> <p>4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。</p>	<p>い正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 3 項及び第 31 条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。</p> <p>4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。</p>	追加
第 30 条 省略	第 30 条 省略	
<p>(議事録)</p> <p>第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者 <u>又は電磁的方法</u>又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 以上が署名、押印しなければならない。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数 (書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 以上が署名、押印しなければならない。</p>	追加
<b>第 6 章 理事会</b>	<b>第 6 章 理事会</b>	
第 32 条～第 33 条 省略	第 32 条～第 33 条 省略	
<p>(開催)</p> <p>第 34 条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面<u>又は電磁的方法</u>をもって招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。</p> <p>(招集)</p> <p>第 35 条 理事会は理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は第 34 条第 2 号及び第 3 号の請求があったときは、その請求のあった日から 7 日以内に、理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面<u>又は電磁的方法</u>により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。</p>	<p>(開催)</p> <p>第 34 条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。</p> <p>(招集)</p> <p>第 35 条 理事会は理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は第 34 条第 2 号及び第 3 号の請求があったときは、その請求のあった日から 7 日以内に、理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。</p>	追加
第 36 条 省略		
(議決)		

【定款 新旧対照表】

改定後	改定前	備考
<p>第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 <u>理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>4 <u>理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。</u></p> <p>(表決権等)</p> <p>第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面<u>又は電磁的方法</u>をもって表決することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した理事は、第39条第1項第2号の適用については理事会に出席したものとみなす。</p> <p>4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面表決者<u>又は電磁的方法</u>にあっては、その旨を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p>	<p>第36条 省略</p> <p>(議決)</p> <p>第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	追加
<p>(表決権等)</p> <p>第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した理事は、第39条第1項第2号の適用については理事会に出席したものとみなす。</p> <p>4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p>	<p>第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した理事は、第39条第1項第2号の適用については理事会に出席したものとみなす。</p> <p>4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。</p>	追加
<p>定款一部変更 令和7年〇年〇日 →総会承認後の日付予定</p>		追加